

久松地区 地域づくり懇談会 議事録

- 1 日 時 平成29年10月10日（火） 19:00～20:20
- 2 会 場 久松地区公民館
- 3 出席者 地元出席者 35名
市側出席者 14名
深澤市長、羽場副市長、河井総務部長、乾防災調整監、田中企画推進部長、久野地域振興局長、国森農林水産部長、綱田都市整備部長、一村中核市推進局局次長、渡邊秘書課長
＜事務局＞福島協働推進課長（司会）、宮崎協働推進課課長補佐、有本協働推進課主事、北村協働推進課主事

4 地域の重要課題について

1 「指定緊急避難場所」が「指定避難所」を兼ねることができる仕組みづくりについて

<地域課題>

震度6以上の大きな地震災害が発生した場合に、久松地区の指定緊急避難場所のうち、指定避難所を兼ねていない「鳥取市立北中学校」「久松会館（久松地区公民館、久松会館体育館）」について安全性を確認の上、市長が可及的速やかに指定避難所に指定し、指定緊急避難場所と兼ねることができる仕組みを作ってもらいたい。

例えば、震度6弱以上の地震が鳥取市で発生し被災者が多数出ると想定された際に、現在鳥取市が「指定緊急避難場所」として指定している鳥取市立北中学校及び久松地区公民館を「指定避難所」にできるように、予め”予備的に指定”（準指定・予備指定等）するのはどうか。

久松地区内の人口は少なくとも3,900人を超えており、地区内の屋内指定緊急避難場所の最大収容人員である3,750人を上回っている。最大収容人員については、通路や必要空間等の確保は全く考慮されず、施設面積を単純に2m²で割り戻しただけであり、避難生活が確保できる実際の収容人員は相当少なくなると危惧している。

<担当部局の所見等>

【防災調整監】

市が指定する避難場所や避難所は、災害対策基本法の規定に基づき、鳥取市地域防災計画で定めた基準により指定している施設です。「指定緊急避難場所」とは、地震・洪水など危険が切迫した状況において、住民が緊急に避難し、生命の安全を確保するものです。「指定避難所」とは、災害により家に戻れなくなった住民に一定期間滞在していただく避難所ですので、全ての災害に耐えうる条件を満たす必要があり、災害が発生した場合に生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること、耐震性の基準を満たしていること、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること（250人以上の収容可能）などを基準とし、洪水、土砂、地震、津波などすべての災害への適用性がある施設のみを「指定避難所」として指定しているところです。

鳥取市立北中学校や久松地区公民館は、洪水や土砂災害の危険性が認められる区域内に位置し、“安全区域内にあるもの”という「指定避難所」の法令の基準を満たすことができないため、「指定避難所」にはなりません。しかし、地震についてはいずれの施設も耐震性を満たして、すでに「指定緊急避難場所」として指定しているところであり、災害の状況によっては避難所として活用を行うことを想定している施設です。

「指定避難所」に指定されていない施設であっても、災害の形や規模により、安全だと判断でき、住民が避難された場合は支援を行いますので、日頃から災害を想定した訓練などを地域で行ってください。

(地区会長)

久松地区の町内会長会では、現在、地域防災力をいかに高めるかについて話し合いを進めています。実際に大きな地震が発生した時に、地区の皆さんがどのように避難し、どのように避難生活を送っていくかを想定し、避難場所の検証を行っています。久松地区では久松小学校と武道館が指定避難所に指定されていますが、久松地区の総世帯数や人口を考えると避難場所の収容能力は不足していると感じており、実際に何人避難できるのかといったことも具体的に話しながら検討を進めています。

久松会館（久松地区公民館、久松体育館）と鳥取市立北中学校は、指定緊急避難場所に指定されていますが、鳥取市立北中学校は新しい校舎になり、昨年発生した鳥取県中部地震でもびくともしなかったと聞いています。そこで、地震が発生した時に、これら久松会館（久松地区公民館、久松体育館）や鳥取市立北中学校が有効に機能できないかと考えています。指定避難所に指定できれば、避難して来られた方が安心して避難生活を送ることができると思います。

(防災調整監)

防災に高い関心を寄せていただくことは大変重要なことだと考えています。ありがとうございます。

市が指定する指定緊急避難場所や指定避難所は、災害対策基本法に基づき、鳥取市地域防災計画で定める基準によって指定しています。「指定緊急避難場所」は、地震や洪水などの危険が差し迫った状況の時に、地域の皆様が緊急避難して、まずは生命の安全を確保するという性格の避難場所です。久松地区では、鳥取市立北中学校、久松会館（久松地区公民館及び久松会館体育館）、鳥取市武道館、鳥取市立久松小学校の4か所が指定され、近隣ではとりぎん文化会館も指定されています。

「指定避難所」は、災害によって家に戻れなくなった場合に、住民の皆様が一定期間、比較的長期にわたって滞在していただく避難所です。これは、法令の定めにより、耐震性の基準を満

久松地区内の指定緊急避難場所及び指定避難所					
指定緊急避難場所(屋内)					
平成29年9月28日現在					
名称	最大収容人数 (人)	適用性			
		洪水	土砂	地震	津波
鳥取市武道館	540	×	○	○	○
久松小学校	1,050	×	○	○	○
北中学校	1,540	×	×	○	○
久松会館	620	×	×	○	○

たしていることと被災者を滞在させるために適切な規模であることが必要です。規模については、約250人以上の収容が可能な施設を基準としています。併せて、洪水、土砂災害、地震、津波などの全ての災害に対して耐え得る条件、つまり災害が発生した場合に生命に危険が及ぶ恐れがないと認められる安全区域内にあることが必要です。鳥取市立北中学校及び久松会館（久松地区公民館及び久松会館体育館）は、洪水と土砂災害の危険区域に位置しており、指定避難所の法令の基準を満たすことができないため、指定避難所に指定することができません。

先ほどの地区会長のお話の中で、指定避難所として鳥取市立久松小学校や武道館をご紹介いただきました。これらの施設は、平成26年の指定の時点では指定避難所でしたが、昨年6月に国土交通省が発表した、洪水の際の浸水エリアの拡大によって洪水の適用性がなくなったため、現在は指定避難所ではありません。

ただし、災害の形や規模は様々です。指定避難所に指定されていない施設であっても、地域の皆様が「今回の災害ならこの施設は安全だ」と判断して避難された場合には、市は支援を行いますのでご安心ください。

地域の皆様にも、日頃からいろいろな災害を想定した避難訓練を行っていただくことが大切だと考えています。

（地元意見）

指定避難所に指定されていない地区公民館や鳥取市立北中学校、鳥取市立久松小学校や武道館であっても避難してよいとのことですが、災害が発生した時に、どの時点で誰が安全確認をするのですか。

（防災調整監）

地震、洪水など、災害の種類によって、それぞれ判断する基準があると思います。例えば、久松地区内の指定緊急避難場所4か所と、近隣の指定緊急避難場所であるとりぎん文化会館は全て耐震性がありますので、地震には適用性があると考えています。ですから、現在の法令に基づいて指定避難所には指定されていませんが、地震が発生した場合に地域の皆様が避難されることは可能だと思いますし、皆様が避難されれば市として支援を行います。洪水などが複合的に発生する恐れがない場合であれば、市も避難所として指定することになると思います。

しかし、5つの施設ともに洪水に対しては適用性がありませんし、鳥取市立北中学校と久松地区公民館及び久松会館体育館は、土砂災害に対して適用性がありません。

今年6月に、皆様のお宅に総合防災マップを配布しました。その中に、どのエリアがどの程度の深さで浸水するか、想定図を掲載しています。国土交通省が、2日間で508mmというかなりの降雨が発生し、千代川が氾濫した場合の想定最大浸水深を発表しました。この時、市街地はほぼ水没する想定です。洪水浸水想定区域にある施設は指定避難所に指定できないため、久松地区内の施設は洪水に対して適用性がありません。しかし、それほどの雨量ではなく、例えば、100年に一度発生する確率があるとされている、2日間で325mmの雨が降った場合の久松地区の想定浸水深は、約50cm未満です。その程度の降り方であれば、洪水の適用性がないとされていても、安全だと確認すれば市も指定し

ますし、住民の皆様が自発的な避難行動としてその施設を選択されることも可能ではないかと考えています。

(地元意見)

自発的に避難行動を取るというのは、自主避難ということですか。鳥取市が避難命令等を発令する前に避難することになりますが、その場合、学校や地区公民館の鍵は開いているのでしょうか。いつの時点で鍵が開くのですか。

(防災調整監)

今回発生した台風の際も、鳥取市教育センターを自主避難所として開設しました。これは、避難準備情報や避難勧告が出る前に、不安を感じた市民の皆様にも身を寄せていただく場所として開設しています。

市が避難準備情報や避難勧告を発令する時には、避難所施設の鍵を開ける体制はできています。ただ、発令前に地域の中で避難所施設に移動したいといった希望があった場合に、誰が鍵を持ち、どう動けば一番早く確実に鍵を開けることができるのかなど、日頃から地域の中で共通理解しておいていただくことが非常に大切だと思います。

(地元意見)

100年に一度発生する可能性があると言われるような水害や、千年に一度の水害が発生すれば、もしかすると久松小学校の体育館などは浸水するかもしれませんが、小学校の2階や3階は避難が可能だと思います。そう考えると、条件を付けて指定避難所に指定すればよいと思うのですが。

(防災調整監)

今ご提案いただいたのは、まさに「垂直避難」といい、低い所は水に浸かっている、2階や3階に避難することで命は守れるという考え方です。

いろいろな地域で大水害が発生している昨今の状況の中で、洪水の適用性が無いということになれば、避難する先が無いではないかというご意見は多くあると思います。現在のルールでは、久松地区公民館は洪水の際の適用性がありませんが、浸水区域の建物であっても2階や3階に避難できるような建物を避難所とすることについては、今後、研究の余地があると考えています。

(地元意見)

指定緊急避難場所ごとに最大収容人員数が算定されています。おそらく、1人当たり2m²で割り戻した数字が使用されていると思いますが、通路や共益部分を確保することを考えれば、5割から6割程度の収容人員数にしかないのではないかと思います。

それを考えると、大規模な洪水や地震が発生した時に、実際に我々はどこに避難するのだろうか切実に思います。「指定緊急避難場所は災害の適用性を満たさなければならない」とか、「1か所250人以上の収容が可能でなければ指定していない」といった説明が

ありましたが、いつだったか、県は、住民が一定数まとまって避難する所には支援するという報道があったように記憶しています。

市としても、もう少し実態に即した収容人員数を算定してほしいし、地域住民の数を反映し、指定避難所を増やすよう検討してほしいです。

(防災調整監)

1人当たり2m²で算定し、久松地区の指定緊急避難場所の収容人員は、3,750人となっています。久松地区の人口はおよそ5,500人ですので、全ての方が避難していただくのは困難だという側面もある一方、災害が発生した際に、本当に久松地区の全ての方が地区内の指定緊急避難所に向かわれるかという現実的な問題もきちんと整理しなければいけないと考えています。市全域で避難所が不足する場合は、近隣の市町村とも支援し合う取り組みも行っていますので、広範囲で対応していきたいと思います。

また、県の「支え合い避難所」について触れられました。県が、新しい条例の制定を目指すとして6月県議会で明らかにされました。これは、指定避難所ではないが、身近な集会所などを避難所として活用できないかとのことで、安全に逃げ込める所かどうかといったことも住民の皆様が判断され、避難して避難所運営をされることになれば、市がしっかり支援するという仕組みです。

このことは本市としてしっかり頭に入れ、指定のない身近な避難所に住民の皆様が避難されているとの情報を耳にした場合は、そこも支援の対象にしていこうと考えています。

(地元意見)

地区に対して言いますが、本日の地域課題の内容はお粗末だと思います。市に対して話をするのに、災害にはもっといろいろな種類があります。地震、水害などの災害の種類ごとに、どの程度の規模で発生しどの程度の被害が出るのか検討した上で、市に対して避難場所の容量を求めていくべきではないでしょうか。今日の意見では、久松地区の住民全員が一挙に避難する場所を要求していますが、市もそれは大変だと思います。

だから、災害ごとにこれくらいの容量が必要だということは地区としても研究して市に具体的に要望されることを望みます。

(地元意見)

鳥取市立北中学校と鳥取市立久松小学校の所の土砂災害についてです。

6年以上前になりますが、久松地区内の3か所で土砂災害に関する調査を実施しています。これは久松地区が独自で実施した調査ですが、鳥取県林業試験場に協力いただきました。鳥取県林業試験場と鳥取大学、京都大学との共同研究により、土砂崩れがあって一定の傾斜角のある傾斜地には、大変高い確率で地下に水脈があることが分かっています。

当時は、栗谷町と長田神社の裏山、鳥取市立北中学校と久松地区公民館の裏山を調査しています。現に大きな崖崩れがある栗谷町では地下水の大きな音がしていましたし、残る長田神社裏山と久松地区公民館の裏山では、地下水の音は全く聞こえませんでした。

現在、鳥取県は傾斜角度のみで急傾斜地に指定しています。以前、前市長と農林部長の所に陳情に行き、前市長からは、「市の職員は使わないが、市が予算を確保して外部の専門

家に測定させる」という約束を得ています。その後、話を聞いていないので実施していないのではないかと考えています。継続調査を実施し、市として検証してほしいです。

(防災調整監)

土砂災害警戒区域は、県が一定の基準に基づいて指定しています。県が指定している中で、市が独自に調査してお示しすることは難しいと考えるます。

土砂災害警戒区域については、1 kmごとの区域にどの程度の雨が降って、土の中にどの程度の水が含まれているか、気象庁と鳥取県からデータが送信され、システムで確認することができますので、台風の発生時などはそれを監視しています。その上で、危険な数値になれば、避難準備情報や避難勧告を出しています。台風第5号の時も、システムのデータに基づいて避難準備情報を発令した地域もあります。

本市としては、危険性をしっかりと見定めて勧告等の発令を行いますので、発令した際は、土砂災害警戒区域外の施設に早く避難していただくことを、日頃から心がけてください。

(地元意見)

県が「近くの安全な所に避難する」という方針を出していますので、久松地区でも検討しています。地区内の誰がどこに何名避難しているといった情報が、久松地区公民館に集中してほしいと思います。

総務省が、「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画について」を作成しました。鳥取県全体の整備率は、42%程度だと思えます。鳥取市がどれくらいかは分かりませんが、拠点となる地区公民館にはぜひWi-Fiを整備してほしいし、現在久松地区内には指定避難場所はありませんが、指定避難場所にもWi-Fiを整備してほしいです。

(防災調整監)

現在、いろいろな文教施設でWi-Fiの整備が進んでいます。

本市においては、本年9月の鳥取市総合防災訓練でも株式会社NTTドコモさんやソフトバンク株式会社さん等と連携し、移動基地局を持って来ていただいて通信環境を整えるといった訓練を実施しました。実際に災害が発生した際にも対応していただけることになっています。倉吉市で発生した鳥取県中部地震の際には、株式会社NTTドコモさんが避難所に移動基地局を設置され、通信環境を確保されました。

(地元意見)

総務省の整備計画には、災害時の緊急避難場所等にはWi-Fiを整備することが理想だと書かれています。移動式ではなく、固定式の設置を検討してください。

(深澤市長)

ご提言としてお伺いしておきたいと思えます。

9月10日は鳥取市防災の日です。昭和18年9月10日に鳥取市で発生した大地震を教訓とし、地域防災力を高めていこう、災害に備えていこうという趣旨で関係機関にも幅

広く参画いただき、訓練を実施しています。その中で通信関係の企業にも参画いただいております。災害が発生した時には、移動式の通信機能を確保する方策を講じていただけると伺っています。

固定Wi-Fi環境の整備等も今後は必要だと思います。一度に全市的に整備することは困難ですが、ご提言としてしっかり承りたいと思います。

(地元意見)

小学校や中学校の屋上にソーラーパネルを設置することは、すでに検討し却下されているかもしれませんが、平時は通常電力として使用できますし、災害時にも使用できます。小学校や中学校であれば耐震基準も満たしていると思います。

先ほどの話で、Wi-Fiの基地局が移動してきたとしても、アンテナを上げる際に電力がなければどうにもなりません。大規模地震が発生すれば、長期間停電することは目に見えていますし、発電機だけでは対応しきれない場面も出てくると思います。複合的なエネルギーを確保するという観点からも、設置できないでしょうか。

(深澤市長)

すでにソーラーパネルを設置している所もありますし、鳥取市の公共施設についても、再生可能エネルギーを推奨していくとのことで、太陽光発電を行っている地区公民館もあります。

今後、自然エネルギーの活用策として大いに取り入れていきたいと考えています。

2 指定避難所への防災備蓄用品の再整備及び久松地区公民館への備蓄品の配備について

<地域課題>

現在久松地区に配備されている備蓄品は、久松小学校に

- ・防水シート100枚
- ・標識ロープ10巻
- ・簡易トイレ及びし尿処理セット2セット
- ・災害救助用毛布200枚
- ・救急医療セット1セット
- ・トイレトーパー8ロール
- ・生理用品68個
- ・大人用紙おむつ120枚
- ・子供用紙おむつ40枚

のみであり再検討が必要である。

久松地区においては、地区の防災計画を検討しており、久松地区公民館を始めとする地区内の指定緊急避難場所の「避難所開設レイアウト」「避難所運営マニュアル」「準備品リスト」等の案を作成中であり、災害時には久松地区公民館が久松地区の本部的役割を果たしていくべきと考えているが、地区で整備できる備蓄品は限られており、鳥取市の所有する備蓄品を予め久松地区公民館に備蓄保管できるよう要望する。

特に、乳幼児対策のカセットコンロ3個、照明等の電源確保の発電機1台、石油ストーブ2台をお願いしたい。

<担当部局の所見等>

【防災調整監】

災害発生時には様々な物資が必要になるため、平常時からの物資の備蓄が重要です。本市では「公的備蓄」、「家庭及び事業所における備蓄」、「流通備蓄」という3種類の考え方

で備蓄を進めています。

「家庭及び事業所における備蓄」は、災害発生初期において、行政の支援が行き渡らない場合に備えて、家庭等で最低限3日分の食糧を確保してもらうことをお願いしています。災害発生初期においては、自助である「家庭及び事業所における備蓄」で対応していただき、その後公助として「公的備蓄」「流通備蓄」で支援することになります。本県の場合、「公的備蓄」は「連携備蓄」として20種類の品目とそれに対する目標数量を定め、県内市町村で人口に応じて分担して備蓄しています。本市内で災害が発生した場合、地域により被害程度に大小があることが想定されますが、被害程度が大きな地域に重点的に物資を輸送する必要があります。また、市内の被害が大きかった地域への支援にあたって、迅速に、大量に物資を提供する必要があります。いずれの場合においても、物資を集中的に輸送する必要があることから、各地区公民館単位で分散して備蓄するのではなく、輸送に適した場所に拠点施設を整備し、対応していきたいと考えます。

また、20品目以外の備蓄品については、平成28年12月に策定した「鳥取市備蓄整備計画」に規定した方針に沿って整備に努めることとしています。

希望されるものすべてを揃えることはできませんが、ニーズを把握し、県や県内の他市町村と協議・検討を行い整備に努めます。

(地区会長)

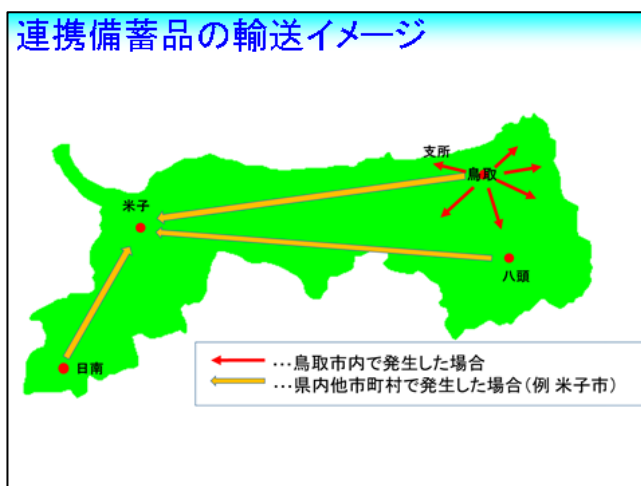
防災リーダーの研修に参加すると、市からは「行政はすぐには動けないので自助と共助をお願いしたい」との話があります。特に地震などで建物等が倒壊したり道路が不通になるなど皆が被災者になっている状況では、行政が備蓄品をすぐに運んでくることはなかなか難しいだろうと思います。

ある一定の備蓄品を地区に整備していただき、避難所が開設された時に避難民に配布できる体制にしてほしいと思い、地域課題として提案しました。

(防災調整監)

久松地区では現在防災計画の作成を検討中であり、避難所運営や備蓄品の準備リストの作成なども検討されていると伺っています。災害時には様々な物資が必要になりますので、平常時から物資を備蓄することは大変重要です。

本市においては、災害時の備蓄として「公的備蓄」、「家庭及び事業所における備蓄」、「流通備蓄」の3つの考え方で備蓄を進めています。「流通備蓄」は聞き慣れない言葉かもしれませんが、鳥取市がスーパーや卸業者などと提携し、災害発生時に物資等を支援していただく制度です。「家庭及び事業所における備蓄」は、行政が被災したり、災害の範囲が非常に広く行政の支援が行き渡らない場合に、災害の初期段階の



対応として家庭や地域で備蓄を進めていただくもので、家庭で3日分の食料等の確保をお願いしています。市の総合防災マップには、チェックリストを掲載しています。

災害発生初期には、自助として「家庭及び事業所における備蓄」で対応していただき、その後、市が速やかに体制を整え、「公的備蓄」や「流通備蓄」で支援することになります。

本県では、「公的備蓄」として約20種類の品目と各目標数量を定めており、県内の市町村はそれぞれの人口に応じ分担して備蓄しています。これを「連携備蓄」といい、県内で災害が起きた時に、被害が大きい市や町を全県で支援しようという発想です。被害の大きい地域の支援に当たっては、迅速に大量の物資を提供する必要があります。災害時に物資を集中的に輸送する必要があることから、各地区公民館単位で分散して備蓄するのではなく、輸送に適した場所に拠点施設を整備することで対応していきたいと考えます。

20品目以外の備蓄品については、平成28年12月に「鳥取市備蓄整備計画」を作成し、この方針に基づいて整備を進めることとしています。各地区の備蓄品について、アンケート調査も実施しました。久松地区からも希望をお伺いしています。希望される全ての物を揃えることにはならないかもしれませんが、ニーズを把握し、県や他市町村とも相談しながら連携備蓄に努めていきたいと思えます。なお、発電機やストーブなどの大型の資機材は、県が備蓄して被災地を支援する計画になっています。

平成31年度には、鳥取市役所新庁舎建設に合わせ、鳥取市幸町に拠点備蓄倉庫が完成します。久松地区は拠点備蓄倉庫から10分程度ですので、速やかに大量の物資を輸送し、支援を行うことができる地域だと考えます。

(地元意見)

新しい備蓄倉庫はどこにできるのですか。

(防災調整監)

鳥取市幸町に建設予定の、市役所新本庁舎の敷地内裏手です。

(地元意見)

袋川以東に備蓄倉庫はありますか。

(防災調整監)

近い所では、国府町総合支所です。その他の一定の備蓄は、小学校にもあります。

(地元意見)

袋川以東に大きな備蓄倉庫を設置する計画を検討してほしいです。袋川が氾濫すればそこで遮断されますので、袋川以西に大きな備蓄倉庫があったとしても、久松地区に対して速やかに対応することが困難な場合も出てくると思います。袋川以東に大きな備蓄倉庫があれば、今回要望しているようなわずかな量の備蓄を地区公民館に置く必要もなくなると思います。

(防災調整監)

身近な場所に備蓄倉庫が欲しいという気持ちは本当によく分かりますが、現在、本市では幸町への拠点備蓄倉庫の設置を計画しています。

水害では、「72時間をいかに切り抜けるか」ということがよく言われます。我々が皆様に対して、何とか3日間生き延びるための備蓄をお願いしているのは、そのあたりが根拠になっています。水害の場合は3日あれば水が引くということであれば、その頃には支援体制が整ってくると思っています。

(地元意見)

「3日生き延びる備蓄を」と言われればそうかもしれませんが、3日分の備蓄品を持って避難所まで移動できるのかという話です。水だけでも1人が1日3L、3日間で9L必要です。それを持って移動しろと言うのですか。3日間水が引かないのであれば、1日分の水だけ持って避難しても、2日分を取りに帰ることもできないかもしれません。

元気な者ばかりならよいですが、そうではない人もいます。2人家族もいれば、4人や5人の家族もいると思います。

(防災調整監)

実例を考えてみると、そういう側面はあろうかと思えます。

様々な形の災害規模や内容があると思えます。とにかく一晩や一日分を持って避難したとして、家に取りに帰ることができたり、近所の人と融通し合える環境があれば継ぎ足すことも可能かもしれませんし、本当に3日間遮断された状態になることもあるかもしれません。そういった様々なケースを想定し、地域で防災計画を立てていただくことが大変重要だと思います。

今ある命、今この瞬間を生き抜いていただくことが一番大事です。しっかり命を守っていただけたら、行政は速やかに自衛隊や消防、警察と連携して必ず支援に入りますので、それまでを何とか凌いでいただきたいと思えますし、その方法を皆で考えていかなければいけないと思えます。

(地元意見)

地区からの希望として、ミルクを温める道具を挙げました。阪神淡路大震災と東日本大震災を二度とも経験された人の意見にあったものです。このような基本的な物を、初めから現地に置いておいてほしいです。

(防災調整監)

災害時の女性への気配りは、現在、課題となっています。水の確保やミルク、温める道具を配備しておくという視点は大事であり、本市の備蓄品のリストに挙がっています。

(地元意見)

鳥取市立北中学校の第2グラウンドに、災害時にヘリコプターが着地できるヘリポートを検討してください。地震なら第2グラウンドに着陸できると思えますし、水害の時には北中学校のグラウンドにも着地できると思えます。洪水で交通が遮断された場合でも、ヘ

リコプターで物資を運ぶことができるのではないのでしょうか。

(防災調整監)

ヘリポートについては、我々だけで回答することが難しい部分もありますので、地域にそういったご希望があることを県にお伝えしたいと思います。

(担当課補足：危機管理課)

鳥取県消防防災航空センターに確認したところ、要望箇所は住宅地に隣接していることなどから、ヘリコプター着陸時のダウンウォッシュ（吹き降ろし）により、住宅や車両を損傷するなどの影響もかなりあるため、平常時からの活用については検討していないとのこと。

ただし、災害救助法が適用されるような大規模災害時には、県や市町村からの要請に基づき安全性の確認をしたうえで活用することもあるとのこと。

5 市政の課題等についての意見交換（フリートーク）

(地元意見)

現在西町二丁目で、高さ38mのマンションの建設工事が進んでいます。4月以降、工事が一方的に進んでおり、鳥取市にどう対応してもらえるかと話し合いを行い、市長や関係部局長に要望してきました。6月定例会で出た質問に対して、市長は大変丁寧に答弁しました。1つ目は、「久松山は久松地域のランドマークだから、景観の保全と歴史的な遺産の保護等については最大限努力する」、2つ目は、「地域住民の意見や要望はしっかりと聞いて市民生活の安全安心に寄与する」、3つ目は、「関係部局が連携を取り、遺漏のないよう適切に対応する」との答弁で、傍聴した我々は大変安心し、期待して帰りました。その後、市長や都市整備部長と話し合いを重ねてきましたが、事が我々の希望どおりに運びません。

委員の任期が切れる2日前の8月30日、滑り込みのように慌てて景観形成審議会が開催され、傍聴しました。発言は許可されないため聞く一方でしたが、2、3人の委員から、異議や別意見が出ました。しかし議長が、「この問題は許容範囲でまとめたと思うがいかがか」と発言し、決も採らずに閉会してしまいました。地域住民としては、この審議会は市政の追認あるいは企業が進めている工事を黙認するような会だったのかという思いを持ったわけです。

その後、企業はお墨付きをもらったような感覚で、マイペースに工事をどんどん進めています。騒音、振動、粉塵、交通安全の問題等が発生しています。振動たるや、毎日震度4程度の地震がきているようだと言います。

こういった現状の中、このマンションの建設問題を今後市としてどう進めていくのでしょうか。3つ質問します。

1つ目は、景観法や景観条例の趣旨に基づき、市として再度一つの判断を示してほしいということです。2つ目に、企業の説明会は3度ほど開かれましたが、市と地域住民の話し合いは半年間まだ一度も開かれていません。市が主催して会を開催してもらえないのでしょうか。そして3つ目ですが、関係部局長に個別に会うとそれぞれ違う見解が出てくるた

め、どれが市の対応なのか分かりません。失礼な言い方になるかもしれませんが、9月定例会における議員からの質問に対する各部局長のしどろもどろな答弁を聞いて、傍聴していた皆が異口同音に「これはどうなっているのか」と話したほどです。市として一貫した答弁をまとめてほしいです。

これは、西町二丁目の問題というより、久松地区全体の問題だと考えています。久松地区内の町内会も、西町二丁目町内会の動きに賛同していただいていますので、そのあたりもご理解ください。

(深澤市長)

これまでもいろいろな場面で回答させていただいていますが、まずは、「周辺のまちなみから見て著しく景観を損ね、突出した印象を与えているか」といった判断が必要であったとのこと。中心市街地エリアから久松山を眺めると、従前と比較して多少景観が変わり、見えなくなるのではないかという部分は確かにあろうかと思えます。ただ、全体として、突出して著しく景観を阻害する程度かどうかを判断するとすれば、「若桜街道等からの眺望は妨げない」と判断したところです。これが1点目の回答になろうかと思えます。それらを踏まえて本市として判断を行いました。景観審議会にもお諮りして審議していただくとのことで、8月に景観審議会を開催しました。

市と皆様との話し合いについては、以前何名かの方がお越しになり、私も直接お話を伺いました。担当部局も幾度かお話を伺っていますし、今後もいろいろな形でしっかりと伺いしたいと思えますが、この件について本市が主催して会議を開催することは、現時点では予定していません。

各関係部局長の説明に一貫性がないのご意見については、我々の課題であると考えています。十分でない部分はしっかりと庁内で意見を統一し、一貫性を持ったお答えができるようにしたいと思えます。議会の場でも、事前に想定していない質問が出てくることも多々ありますので、なかなか十分な答弁ができていない場面もあるかと思えますが、そのようなことが少なくなるよう努めていきたいと思えます。

(地元意見)

私は今日、ある市民の方が中国電力の3階から久松山を撮影された写真を持ってきました。この写真は、400坪近くある西町二丁目の尾崎邸の跡地に高さ38mのマンションが建つとこうなる、というシミュレーション写真です。こういった写真は、担当部局からは出てきません。

例えば、建設場所に高さ38mのアドバルーンでも上げて、市内のいろいろな所からどの程度見えるのかといった調査までしてもらわなければいけません。審議会の写真や資料を見ても、偽装とは言いませんが、「このような写真や資料が配られて審議会を開催するのか」と疑問を持ちました。

現物が建つとこういう景観になるのかと非常に危惧しています。これは、今後長らく市行政の汚点になるのではないかと思います。

(地元意見)

私も景観審議会を初めて傍聴しましたが、全くの茶番劇で驚きました。市の意向を汲んだ2、3人の委員が発言を続けて他の委員に発言させないようにし、最後は決議も無く終わりました。景観条例には多数決で決めなさいと明示されているのに、最後は誰も意思表示をしていません。だから、あれは未決なのです。

また、以前から言っていることですが、景観条例に基づいて提示された資料には、間違っている点がたくさんありました。そのような状況で景観審議会が審議するのはナンセンスです。あんな審議会であれば必要ないと思います。写真も、どうやら業者が作成した写真を提出していたようですが、景観審議会や市が実際の現場を見て状況を確認して審議するのが当然だと思います。

今回の景観審議会については非常に不満を感じており、全く審議会の意味を成していないと言いたいです。

(地元意見)

先ほどの市長の回答は、マンション建設地の近隣にも鳥取県庁や鳥取赤十字病院など高層ビル群があるのだから、ここに1棟建っても景観には大きな影響はないのではないかと聞こえました。私は、それは少し違うと思います。

例えば、今後10年以内に同様のマンションが久松地区内に3棟、5棟と建ったら景観はどうなるでしょう。景観審議会は1棟ずつを見て、1棟目は「今と大して景観は変わらないから大丈夫」と言い、2棟目も「大丈夫でした」、3棟目になると「久松山が少し見えなくなってきました」と、そのような判断をするのでしょうか。そのあたりが地域住民の感覚とは違うと感じています。

景観全体を守ろうとするなら、高さ制限をかけるなど他の方法があるのではないのでしょうか。

(深澤市長)

1棟建っても影響がないからといった回答をしてはいないと思いますが、私の言葉が少し足りなかったかもしれません。

今後、どの程度まで高さ制限を行うべきかということになるとと思いますが、都市計画法における容積率や建ぺい率に基づき、現在でも建物の高さ制限等は行われています。これにさらに制限を行っていくということであれば、一定のエリアの方の合意を形成していただき、対象地区についてはその合意でもって高さ制限を行うといった方法もあると思います。ただ、制限をかけると資産の活用等にも制約が加わり、資産価値にも影響が出ることから、そのあたりについては様々なご意見もあるのではないかと思います。

今後、鳥取市に次から次へと高層マンションが建設されていくといった事態があるかどうかは分かりませんが、著しく景観を損ねていくような事態が発生するのであれば、私はそれを決して許容範囲だとは考えていません。何らかの制約等も含めて考えていく必要があると思います。この市街地に高層建築物がどんどん建設されていくのが良いとは決して考えていませんので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

(地元意見)

私は総合的な面から意見を言いたいと思います。

鳥取市のまちづくりに対するポリシーや理念の無さには呆れかえります。議会等を傍聴しても、傍聴者は意見を言えません。各種委員会も、イエスマンが委員に任命されている委員会が多く、「住民の意見を吸い上げる」という市の姿勢は、ほとんどと言ってよいほどありません。

鳥取市のキャッチコピーが2つできています。「すごい！鳥取市」と、もう1つは「S Qのあるまち 鳥取市」です。会場の皆さんは、「S Qのあるまち」の意味が分かりますか。いくら英語が堪能な人でも分からないと思います。私は、去年の秋に市長が発表してすぐ調べました。「S」は3つの単語の頭文字で、1つ目はサービスの「S」だそうです。「Q」は「クオリティ」のことで「S Qのあるまち」ですから、一つ目の「S Q」は「質の高いサービス提供」となります。でも、これは全く反対だと思います。2つ目は、先ほどから話に出ている「防災」「セーフティー」の「S」ですが、これも質は高くないと思います。3つ目が、「観光」「サイトシーイング」の「S」で、高付加価値のあるまちだとのことだそうです。さらに先日は、「S Qのあるまち」のロゴを全国公募して、選考委員会が5つに絞ったうえで人気投票を行い、採用された人に10万円の賞金を渡しました。鳥取市は税金の無駄遣いをしていると思います。私達の税金をもてあそぶのもいい加減にしてください。もうお遊びはやめてください。

もっと住民の現実を踏まえた行政でなくては、中核市も危ういと思います。鳥取県から派遣職員が六十数名来るそうですが、給料は鳥取市民の税金ではありませんか。中核市に移行して鳥取県から事務の移譲を受けるには大変な問題やリスクがあって、もっと議論しなければならない問題だと思うのに、もう来年4月には中核市に移行します。

本当に住民を無視している。本当に住民の意見を聞いていない。自分達に都合の良い人だけを委員にして、どんな話も通していく。そして、市議会議員はチェック機能を果たしていない人がほとんどです。

鳥取のまちは本当に壊れています。鳥取市民がいくら意見を言っても、何も聞いてくれないまちになりました。以前は、お金がなくても豊かな品格のあるまちだったのに、どうしてこんな壊れた薄っぺらなまちになったのでしょうか。正念場はもう過ぎています。危機感を持ち、しっかりしてください。いい加減なパフォーマンスはやめ、いい加減なことに税金を使わないでください。もっと住民に根差した、地に足をつけた行政であってほしい、これが願いです。

(深澤市長)

厳しいご意見も含めてご発言をいただきました。しっかりと受け止めさせていただきます。私も、地に足のついた行政でなければならないと思います。

私も鳥取で生まれ育ちました。微力ではありますが、職員が一丸となって、これからも豊かなまちであり続けるよう努めていきたいと考えています。

中核市についてご心配とのことですが、中核市に移行した場合には、人件費も含め必要な経費については国の地方交付税で措置されることになっています。新たな負担が発生することはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

6 市長あいさつ

一言お礼のご挨拶を申し上げます。時間が短く、十分に皆様のご意見やご提言をいただけていないのではないかと思います。この地域づくり懇談会は2年に一度の開催ですので、懇談会以外にもいろいろな形でご意見、ご質問等をお寄せいただきたいと思います。

本日の地域づくり懇談会では、防災に関して様々なご意見やご提言をいただきました。すぐに実現が難しいようなご提案もありましたが、皆様のご提言、ご質問の趣旨を我々全員が承りましたので、今後の防災の取り組みにしっかり反映していきたいと考えています。

災害は、いつ、いかなる形で襲ってくるか分かりません。何よりも日頃からの備えが肝要だと思います。行政だけでは十分に対応しきれない場面があると思いますし、特に、大きな地震等や水害等が発生した場合は、行政の対応が困難な状況になると思います。我々は関係機関と連携しながら、また地域の皆様と一緒に、地域の防災力向上に注力していきたいと考えていますので、今後のご意見等をお寄せいただきたいと思います。

限られた時間の中、非常に熱心にご意見やご質問をいただいたことに心から感謝申し上げます、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。